

国をまたいでネットで物を売買したときの課税

Q.国外にいる人が日本の人に向けてインターネットでものを販売した場合、日本で所得税は課されるでしょうか？

A.日本国内に恒久的施設(PE)が無い限り、課税されません。

① 海外にいる人(非居住者)が日本国内で所得(国内源泉所得)を得た場合、恒久的施設が無ければ、事業所得には課税されません。

恒久的施設を有しない非居住者の国内源泉所得に対する課税は、利子・配当など一定のものに限られています。

インターネットで事業としてものを販売している場合、事業の所得として課税されないこととなっています。

② 恒久的施設があるとされる場合に注意

但し、日本国内に通販用のアパートや、商品の保管用倉庫を有している場合、恒久的施設があるとされた判例があります。簡単に「この事業は非課税で、申告は必要ない」と判断しないよう注意しましょう。

Q.では、日本にいる居住者が海外に向けてインターネットで物を売った場合はどうでしょうか？

A. 居住者の所得は全世界所得について課税されますので、国内・国外に関わらず課税されます。

インターネットで物を販売する先が国内・国外であっても、事業として販売しているものは申告が必要になります。

消費税については、国外に向けたものは『輸出許可書』の保存をする等、一定要件を満たせば輸出免税の適用を受けることができます。

※上記いずれのケースも、日本の課税関係について述べたものであり、相手国での課税関係には注意が必要です。